○農林水産省告示第千百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道夕張市住初六の一・八の一・福住一四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び日高町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道沙流郡日高町字厚賀町二一八の一八（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　北海道夕張郡栗山町字桜山二七八地先・二九六地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、二六九の二・二六九の六・二七一の三・二七二の五・二七六・二七八・二九六・三〇一・三〇二の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、二七〇の一、二七〇の二、二七一の一、二七七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桜山三〇一（次の図に示す部分に限る。）、二七八地先、二六九の二、二六九の六、二七〇の一、二七〇の二、二七一の一、二七一の三、二七二の五、二七六から二七八まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県松阪市嬉野上小川町字小峠二一二、二一二の一、二一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県津市白山町垣内字南布引二七の一三七

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町粟野字シタノ谷一七一三の一、一七一三の二

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町宮本字中谷六〇一の一、六〇一の二、六〇二、六〇三の一、六〇四

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年八月二十五日

農林水産大臣　石破　茂

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町川上字小瀬戸九三九の一、九三九の二、九四七の四、九四七の六、九四七の七、九四七の一七、九四九の一、九五四、九七四、九七六の一、九七七、九七九、九七九の五・九四八・九四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(一)　指定の目的　水源のかん養

(二)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小瀬戸九四九（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

保安林の所在場所　三重県津市美杉町八手保字大日八九二、八九四、八九六の二、八九六の三、八九七、八九九、九〇一、九〇二、九〇三、九〇四、九一四の一、九一五、九二〇、九二二、九四六の二、九五八の一、八九三の一・八九三の二・九〇〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備